

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領

第1 趣 旨

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱（平成24年8月1日付第201200008039号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条に定める補助事業（以下「事業」という。）の実施については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 採択基準

事業は、別紙1に定めるものとする。

第3 事業の実施

事業の実施主体は市町村とする。

第4 事業計画書の提出

- 1 事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画書（様式第1号）を総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「所長等」という。）に提出するものとする。
- 2 所長等は、1により提出された事業実施計画書を取りまとめ、様式第2号により治山砂防課長（以下「課長」という。）に協議するものとする。

第5 補助対象箇所の内示

- 1 課長は、事業計画を審査の上、施工箇所等を決定し、所長等に回答する。
- 2 所長等は、1の通知に基づき、様式第3号により市町村長に内示する。

第6 入札結果の報告

市町村長は、事業に係る工事請負契約の入札を執行し契約を締結したときは、入札結果及び契約締結状況報告書（様式第4号）を速やかに所長等に提出するものとする。

第7 指導監督

所長等は、事業が適正に執行されるよう市町村の指導監督を行うものとする。

第8 事業計画の変更

- 1 所長等は、規則第12条第1項の承認の申請があった場合において、当該変更が要綱第8条各号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめ課長に協議するものとする。
- 2 市町村長は、要綱第8条各号のいずれかに該当するもの以外の構造等の変更については、あらかじめ処理方法について所長等の指導を受けるものとする。

第9 事業完了報告

所長等は、要綱第10条により市町村長から実績報告書の提出を受け、事業の完了を確認したときは、速やかに事業実績報告書（様式第5号）を課長に提出するものとする。

第10 施設の維持管理

- 1 施設等の維持管理は、事業を実施した市町村長が行うものとする。
- 2 市町村長は、施設等の現況を明らかにするため、施設台帳（様式第6号）を作成し、保管するとともに、その写し1部を所長に提出するものとする。

第11 報告の義務

災害その他によって施設等が破損されたときは、当該市町村長は被害の状況及び措置の状況を速やかに所長等に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業採択基準

- 1 国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業に限る。）をいう。以下同じ。）及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない急傾斜地においておこなう崩壊防止事業で、人家等を保全し、県民生活の安定を図る上で必要と認められるもののうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - （1）傾斜度が30度以上であり、かつ、急傾斜地の高さが5メートル以上であるもの
 - （2）保全人家が1戸以上5戸未満であること
 - （3）当該急傾斜地の崩壊により、保全人家に著しい被害を及ぼすおそれがあり、早期に対策が必要なもの
 - （4）他に移転適地がないこと
 - （5）市町村地域防災計画書に危険区域として記載されていること又は記載されることが確実であること、または土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）（以下「土砂法」という。）第7条第1項に基づき知事が指定した土砂災害警戒区域であること
 - （6）土砂法第9条第1項に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年三月二十八日政令第八十四号）第3条の1 イまたはロで定める基準に適合する区域（以下「レッド区域」という。）において事業を行う場合には、原則、レッド区域が現存する人家等に影響のない範囲となる対策を講じるもの
 - （7）その他知事が必要と認めるもの

（注）人家には、市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所、工場、作業場、公民館、学校、旅館、郵便局、寺、病院などを含む。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業として採択しない。
 - （1）土石等の採取に起因する山地の荒廃及び土地造成等の人為的な原因に基づく崩壊等で、当然原因者の責と認められるものに係るもの
 - （2）その他明らかに他の公共事業、私人による施工等で行うべきと認められるもの

(様式第1号)

(番 号)
年 月 日

職 氏 名 様

市町村長
氏 名 印

事業実施計画書

年度において、単県小規模急傾斜地崩壊対策事業を下記のとおり実施したいので、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要領（平成24年8月1日付第201200008039号鳥取県県土整備部長通知。）第4の規定により関係書類を添えて提出します。

記

(単位：千円)

地区名	施行箇所			事業費 (補助対象経費)	市町村負担額	受益者負担額
	郡市	町村	大字			

※添付書類

様式1-1号により2部

(様式 1-1号)

(計画書様式)
※ヒアリング時には提出の必要
はありません

単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施計画書

市町村名		地区名	地区		
施行位置	郡 市	町 村	番地		
斜面の傾斜度	度	斜面の高さ	m		
土砂災害特別警戒区域の有無		災害発生の有無			
急傾斜地崩壊危険箇所の有無		保安林の有無			
保 全 対 象	人家		地域防災計画指定の 避難場所	災害時要援護者利用施設	
	戸数	世帯数		戸数	入居者数
工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工 事 費					
事 業 費					

(記載注意)

- 1 位置図は、1/50,000の地形図に施行箇所に赤○印を記入する。
- 2 保全対象のうち、「地域防災計画指定の避難場所」欄は、名称を記入する。
- 3 平面図、横断面図、構造図及び状況写真を添付する。
 - (1) 平面図 縮尺1/5,000の地形図を拡大したものとし、保全対象との関連を明らかにする。必要に応じ、住宅地図も添付する。
 - (2) 横断面図 縮尺1/100程度とし、保全対象、斜面の状況等がわかるものとする。
 - (3) 構造図 縮尺は、1/10～1/50とし、主要工作物のみについて作成する。
 - (4) 状況写真 対策が必要である状況と工種の選択配置、保全対象との関連が判断できるもの。

(様式第2号)

(番 号)
年 月 日

治山砂防課長様

〇〇総合事務所長

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業実施計画書について

このことについて、下記のとおり実施したいので協議します。

記

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業計画総括表・・・(別紙2)
事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙(様式第1号、1-1号)

(別紙 2)

年度〇〇地区単県小規模急傾斜地崩壊対策事業計画総括表

〇〇総合事務所
(単位：千円)

市町村名	箇所名			事業費	市町村負担額	備考
	郡市	町村	大字			
					〇〇〇〇〇	県負担 〇〇〇 地元負担〇〇〇

(注) 市町村負担額欄には、額を裸書き、率を()内に記載すること。
備考欄には、県負担額、地元負担額を記載すること。

(様式第3号)

(番 号)
年 月 日

市 町 村 長 様

〇〇総合事務所長

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付内示について

このことについて、下記のとおり補助金が交付される予定ですので、鳥取県単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を 年 月 日までに提出願います。

記

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付内示表・・・・・・・・（別紙3）

(別紙 3)

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付内示表

〇〇総合事務所
(単位：千円、%)

地区名	施行箇所			事業費	補助金 (補助率)	備考
	郡市	町村	大字			

(様式第4号)

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業入札結果及び契約締結状況報告書

事業名(工事名)		事業				
位置		郡市	町村	大字	地内	
当初設計	工事内容	対象設計額	測量費 補償費等	合計	補助金	
	事業費					
施行主体及び施行方法		市町村	請負	指名競争入札	随意契約	
請 負 契 約 締 結 内 容	入 札 結 果	入札月日	年 月 日			
		業者数及び回数	名 回			
		予定価格	予定価格	円	制限価格	
		落札価格	円			
		落札残額	円			
		残額の処理方針				
	契 約 締 結 内 容	請負者住所	郡市 町村 大字			
		名称 氏名				
		請負金額	円			
		契約年月日	年 月 日			
		着手年月	年 月 日			
		完成予定年月日	年 月 日			
備 考		入札残額を返納する場合				
		請負額		合計	補助金	

(様式第5号)

(番 号)
年 月 日

治山砂防課長様

〇〇総合事務所長

年度単県小規模急傾斜地崩壊対策事業の実績について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業別箇所別事業費の実績表・・・・・・・・・・ (別紙4)

(別紙 4)

単県小規模急傾斜地崩壊対策事業
事業別箇所別事業費の実績表

(単位：円)

市町村別	箇所名	工 事 費		負 担 区 分			備 考
		本工事費等	計	県補助金	市町村負担金	受益者負担金	

※完成状況写真を添付すること。

(様式第6—1号)

索引番号		施設台帳	図書等

記載要領

- 1 図書等は、箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真を貼付する。
- 2 別紙に5千分の1の地形図を補助平面図として添付し、施行位置を記入する。

施設台帳記載要領

- 1 箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。1箇所の施行に2年度以上を要するものは、年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。ただし、契約一件について2年度以上にかかるもの（繰越）については完了年度に作成する。
- 2 綴り込み順序は、地区ごとに毎年継続して一連の索引番号を付し綴り込むものとする。
- 3 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。（様式6-1においても同様とする。）
なお、記載内容について誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入し、取扱者が押印する。
- 4 工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、吹付法枠工、待受擁壁工、落石防護柵工等）をもって記入する。
- 5 施行地の概要欄、施行面積は、法面保護工及び擁壁工等を施行する面積を記入する。
- 6 事業の内容欄、工種は、最終設計によりすべて記入する。なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄にその他として一括計上する。また仮設物にかかるものは主たる工種の内容を記入する。附帯工事費・用地及び補償費・測量試験費等全体計画、工種工法等を決定するものについても記入する。
- 7 施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無等）又は整備・補修等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。
- 8 金額は、単価欄を除いて千円単位で記入する。